

令和7年 第1回(定例)須恵町議会会議録(第3日)

令和7年3月10日(月曜日)

議事日程(第3号)

令和7年3月10日 午前10時00分開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(12名)

1番	平山 諭	2番	川原 幸治
3番	白水 春夫	5番	男澤 一夫
6番	稲永 辰己	7番	川口 満浩
8番	百田 輝子	9番	三角 栄重
10番	猪谷 繁幸	11番	欠 員
12番	三上 政義	13番	田ノ上 真
14番	松山 力弥		

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局 長	梅野 猛	係 長	吉開 英
-----	------	-----	------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平松 秀一	副 町 長	稲永 修司
教 育 長	猪股 清貴	総 務 課 長	諸石 豊
公園緑地課長	世利 昌信	こども家庭課長	吉川 聡士
地域振興課長	平山 幸治	都市整備課長	中牟田 健

福祉課長	安河内ひとみ	住民課長	百田 敦
会計管理者	横山 剛	学校教育課長	吉本 孝治
健康増進課長	舩本直明	ふるさと応援課長	船井 弘喜
まちづくり課長	櫻木美奈子	税務課長	安河内高利
子育て支援課長	稲岡慎太郎	社会教育課長	伊藤 泰彦
上下水道課事業課長	岩崎 勝	上下水道課管理課長	権藤 武範
総務課参事	黒川 忠敬	総務課課長補佐	石津 伸篤
監査委員	吉松 辰美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（松山 力弥） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、議員申し合わせにより一問一答方式で行います。質問時間は答弁を含め1時間以内です。

順番に発言を認めます。2番、川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） 皆さん、おはようございます。2番議員、川原幸治です。

通告書に従いまして、質問をいたします。よろしくお願いいたします。

1年ほど前、子どもに何らかの不安とか、そういったものを抱えている御家庭は幼少期からの取組というのがすごく大切で、すいません、ちょっとマスクを外させてもらいます、取組がすごく大切で、そこに携わる方々たちの取組とか支援内容をお尋ねして提案させていただきました。

今回、高校卒業後を何となく肌感じて、でも子どもに何らかの不安を感じている御家庭というのは少なくありません。卒業後の進路先が、どんなところが子どもにとって一番合っているのか、身辺自立や経済的な自立、そういったものが実際どの辺まで可能なのか、福祉サービス事業所の中身や特色を事前に聞いとけばよかった、そういった声も耳にします。

子どもさんが何らかの障がいを抱えて卒業後にどんな進路先があるのか、その情報をどこからどのように入手するか分からず、漠然とした不安を抱えている保護者や家族は少なくありません。

そこでまず、須恵町の状況を確認したいと思ってお尋ねします。

須恵町での小中学校で通級・特学クラスに通学している生徒数を教えてください。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 令和6年度の状況は、通級が小学校64人、中学校24人です。

特別支援学級が小学校212人、中学校82人となっています。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） よく分かりました。

次にお尋ねします。

須恵町から特別支援学校の中高等部に通学されている生徒数をお教えてください。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 令和6年度須恵町から特別支援学校中等部に通学している生徒は

12人となっています。特別支援学校高等部へ通学している生徒は学校教育課では把握をしておりません。

参考としまして、令和5年度の卒業生が高等部に進学したのは特別支援学校の中等部から4人、須恵町の特別支援学級から4人の合計8人となっています。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） よく分かりました。

通級・特学クラス、特別支援学校に通学されている生徒数が須恵町でそのくらいいらっしゃるということで、ただ今後、今お聞きした人数よりももっと増えてくると思います。

理由としては、この先もっと世の中が障害特性の理解を深めていく、そういう状況になっていくと思います。もっともっと理解が深まっていくと思います。医学的な診断名ではないので、聞き慣れて、聞いたことがないか、聞き慣れてないかもしれませんが、この境界知能（知的ボーダー）という方々たちがいます。この方々たちは一般的に福祉の手からこぼれ落ちる人たちと言われております。

理由としては、軽度知的障害でもなく発達障害の診断も受けず、通常で生活されてます。でも、何らかの問題があったり、そういった行動があったりというのが見られる、そういう方々です。

もちろん、発達障害と被る部分もあります。例えば、ASD自閉症スペクトラムとか注意欠如・多動症とか、学習障害とかそういうのが顕著に出れば発達障害という診断を受けて、福祉の支援を受けられます。ただ、そういう方も少ないです。付け加えると、この境界知能っていうところにいらっしゃる方々というのは、全国で大体1,700万人、7人に1人がそういう方だと今言われております。そういった方々の特性、そういったものに理解が進めば、この先もっと増えていくと思います。といったのがそういう理由です。

今後、支援の手が必要になっていく人たちが多くなると推測される状況で最近では就労支援事業の廃止とか、福祉サービス事業所の閉鎖っていうのが増えてきているなという感じがします。

理由はいろいろあると思います。

今後福祉サービス事業所を利用する方々は増えていきますが、今現在でも福祉サービス事業所、数が足りないとか、自分の子どもにあった特性の事業所がなかなか見つからないとか、ないとか、そういったこともよく耳にします。

そこで、ちょっとお尋ねいたします。

須恵町の障がい福祉サービス事業所数をお聞きします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 須恵町には、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

ための法律第36条、同第38条に基づく指定障がい福祉サービス事業所、指定障がい者支援施設の事業所は15事業所ございます。

内訳は居宅訪問系事業所4事業所、通所系事業所6事業所、共同生活援助（グループホーム）2事業所、相談支援事業所3事業所になります。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） ありがとうございます。よく分かりました。

障害福祉サービス事業所といっても、介護給付である介護支援を受けられる重度訪問介護とか生活介護とか、また、訓練等給付による訓練などを受けられる自立支援とか、就労移行支援とか就労継続支援とかいろいろあります。先ほどお聞きした通学している生徒がおられる御家庭の中には各サービス提供事業所がどのような特色を持って支援を行っているのかを十分に知らない方も多くいらっしゃると思います。

次にお尋ねしたいのが、先ほどお話ししたように障がい福祉サービス事業所といってもいろいろあります。その障がい福祉サービス事業所のどれかを始めようと思ったとき、県に申請書を上げるときに、須恵町にも意見書を出してもらう必要があると思います。

そこで、ちょっとお聞きします。

須恵町での障がい福祉サービス事業所の供給制限の基準というのはどうなっておりますか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 障がい福祉サービス等の適正な量を確保することで、質の高いサービスを利用者に提供するため、総量規制（新規及び定員増を伴う事業所の指定をしないこと）を必要により実施します。

総量規制する際は、障がい福祉計画と障がい児福祉計画に記載しております福祉サービスの必要見込み実人数に対し、事業所数が足りているかを基準として、加えて受給者の状況や近隣市町の制限の状況を加味し決定いたします。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） よく分かりました。ありがとうございます。

障がい福祉事業所、障がい福祉サービスといっても、先ほどお話ししたように多種多様いろいろあります。もちろん須恵町の計画量というものも今お話ししていただいたように、例えば新規は不要とか設置を認めるとか、いろいろ基準はあると思います。先ほどからお話しているように事業所ごとにサービスの特色や違い、特定の障害特性の人たちを対象にしていたりとか様々です。

例えになるか分かりませんが、B型事業所というのがあります。B型事業所というのは高い工賃を望めるB型事業所だったり、工賃ではなくて、まず毎日家から出ること、そして地域の方た

ちと一緒に共同で何かをして生産をする、その支援をする共同加算型の事業所があったり、中身が全然違います。

指定基準がどういう感じなのかなと思ってお聞きして、事業所のその中身、特色を知ることとはとても大切なことです。最初にお話ししたように合っている事業所がないとか、B型はあるけどそのペースについていけないとか、B型はあるけどそのペースはちょっとゆっくりすぎるとか、いろいろありますので、中身を知ることが大切ということをお伝えしたくてお聞きしました。

では、次にお尋ねします。

須恵町ではペアレントトレーニングを実施されたことはありますか。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長…ちょっと待って、答弁はどちらがしますか。

吉川課長。

○こども家庭課長（吉川 聡士） ペアレントトレーニング、通称ペアトレと言っておりますけれども、保護者が子どもの行動に対し適切に対応するためのスキルや知識を習得することで、発達障害のある子どもの行動変容を促すプログラムでございます。対象者は、一般的に3歳から9歳ぐらいまでとされております。

現在ペアレントトレーニングは、こども家庭課の事業としては行っておりませんが、発達が気になる未就学児をお持ちの御家族を対象に、臨床心理士による発達相談や療育の機会に、指導員による保護者へのフィードバック等を行っております。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） よく分かりました。

ペアレントトレーニングといっても、いろいろあります。対象年齢も先ほどお答えいただいたように3歳から9歳。いろいろな方式によっては18歳を迎えようという方も対象になったりとか、先ほど言われた行動変容が一番の肝で、行動変容というと人の考え方を一度変えて、その習慣とか行動を、また、変化させながら定着させるその考え方を定着させる一連の流れなんですけど、そういったところを求めて親が養育スキルを身につけながら実際に家庭で取り組み、子どもの行動を変えることにつなげていきます。そして親の関わり方が変わることで育児ストレスの緩和でレスパイトも望めたり、親子関係の強化、改善も期待できるよい取組だと思っております。ただ、参加者がなかなか集まらないと私は聞きます。

理由の一つとしては、トレーニング期間の長さですね。講義が方式によってはいろいろありますが、大体90分から150分くらい、それを6回から10回やっていきます。もちろん家庭での実践も踏まえながら、それをまた持ち帰って、持ち戻ってグループ内で報告をして、それをまた実践をしていく。かなり時間と日にちがかかります。時間と日にちを要する取組は、よい取組

でもなかなか浸透させていくのが難しいかなと思っております。

このペアレントトレーニングは、不登校児とか行為障害とか、素行障害、非行といわれる生徒、児童たちにも活用されているということも聞いたりします。とにかくよいものであっても、保護者、家族が時間を取られるというのは参加者側から考えるとハードルが高いものです。

では、最後にお尋ねいたします。

須恵町で就労準備セミナーを実施するお考えはありますか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 須恵町では、就労の御相談をいただいた際には、委託しております一般相談支援事業所や、福岡県の障がい者就業・生活支援センター等の御案内を行っております。また、必要な方には障害福祉サービスの就労系サービスの提供を行い、相談支援専門員さんによる個々に応じた支援が行われており対応できている状況でございます。

御質問の就労支援セミナーの実施につきましては、行政が主体で実施するよりも、専門の知識と経験をお持ちの事業所の皆様方主体で行うことでより効果的で、よりよい就労支援準備セミナーが実施できるのではと考えております。そのようなお話をお受けした際には協力していきたいと考えております。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 川原議員の質問に、6問質問されてですね、全てお尋ねという形だったんですけども、それは川原議員がそういった事業関係に従事されてですね、須恵町でどういったことをやってるんだろうなという質問だったと思うんですけども、もう一つ突き詰めると川原議員からですね、だから、自分としてはこういうふうにやりたいんだという御意見をお伺いしたかったですけども、私思うにこの障がい者、二通りがありますよね、知的と身体と。であるわけですけども、私役場に入ったのが昭和53年でそれから約8年間福祉課におりました。ときは移って43歳で課長になったときが福祉課で、現在ですよ、当時からすると知的障がい者、身体障がい者に対するいろんな研究、医療系でも全て進んで、当時とは比較にならないほど多種多様にわたってます。おっしゃった通りで。それに全てですね、行政サイドが何らかの施設を作るとかですね、あの自前で何かやるというのは恐らくこれ、不可能だと思うんですよ。なぜかという専門性も必要だし、役場の職員というのは大体早くて3年ぐらいで異動していきます。どんなにそれに対して自分が理念を持って取り組もうとした職員がいたにしても、異動していくとその熱意とかやってることというのは伝わっていかないんですよ。

ですから、行政サイドの役割としては川原議員ほど詳しい人たちが議員になってらっしゃるわけですから、いろんな提案をしていただくと。そしてそれをどうやってきちんと須恵町の中で制度化していくか、それに対する補助的な役割、財政とかですね、いろんな人的な部分で専門家と

かそういったことをやるのが行政の役割だと思うんですよ。そうしないとおそらく行政サイドが一生懸命それやっても続いていかない。そうなると結局、川原議員が心配していらっしゃるようなことがいつまでも続いていくということです。

ですから、川原議員、せっかく議員になっていただいて、特にそういった系の、福祉系の知的障害あるいは身体も含めてそういった事業所経営も詳しいわけですから、何が須恵町に足りないのか、それをどう落としていけば須恵町の中で、特に保護者の方々が考えていらっしゃるの大体専門的に3歳まではわからないんですよ、3歳過ぎて診療所に行ってください、これもハードルなんですよ、行政としては。本当に保護者の方々と腹割ってですね、いいですかって、5歳になったらね、1回目のハードルが来る。就学指導委員会であるんです。で、一般の学校に行きたいんですか、どうなんですかまで、行政サイドはまず保護者と話していかないといけないんです。

それで、はからずも何らかの知的な障害とかいろいろ持っていていらっしゃる場合について、今度は寄り添う形で、じゃあどうするんですかと。普通の学校に行きたいと、じゃあ作戦練りましようよとそういったことが行政の役割であって、それを補完する役割の施設の役割、っていうのは行政がやってもおそらく無理なんですよ、ですからそのあたりについては今回の質問で川原議員は質問だけに、遠慮してその辺で終わっていますけども、いろんなことを思っただけで、これから担当課通じてとか私のところ直接来られてもいいです。私自身もそういったこの言葉、語弊があってもあまり使いたくないんですけど、そういった一般から見るとハンデがあるような人たちでも社会の中で18歳以上、要するに成人になっていく、その中で何らかの活躍の場というのは提供できる可能性がいっぱいあると思うんですよ。それは要するにいろんな人が発案やってきて、それを議員が声として取りまとめて上げられて、それを制度化するのは行政の役割だと思いますので、これからも遠慮なくどんどん活動して提案して行ってください。

保護者の方々は自分たちが死んだらどうなるんだろうか、これ最大の悩みですよ。私も重々わかっております。やっぱりその悩み、それを少しでも和らげて、この須恵町にそういった人たちが住んでも、100%とはいかないかもしれないけども、こういう制度もある、それをうまく具合で使えばいいよというような須恵町にしていきたいと思っておりますので、どうか、川原議員が持っている能力、いろんなアイデア、そしていろんなツールあると思いますから、どんどん提案してください、よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） すいません、いろいろ。次回から、もっともっと突っ込んでですね、もちろん経験も踏まえながら提案していくように、今の言葉ちょっと真摯に受け止めて、須恵町のために頑張っていきたいと思っております。

先ほど、町長もおっしゃられたように、自分が亡くなった後、子どもに対して、すごく亡くな

った後のことをやっぱりよく話されます。おっしゃる通りです。8050問題とかいろいろありますが、こういった障害福祉の現場でも老障介護、年老いた親が障がいを持つ子供を支えて日々暮らしている、そういう状況にある老障介護という現状があります。

これは、老障介護というのは共依存の関係があつて、これはもう自立を著しく妨げます。やはり早い時期に、一番最初にお話したように身辺自立だったり経済的な自立、それが叶うものであれば、自分が想像していた、親が想像していた以上のものが望めるであれば、いろんな事業所、適性にあつた事業所、そこで適正な支援を、応援を受けるということはすごく大切だと思っております。

ちょっと長くなりますが、10年ぐらい前ですかね、そういった障がい児・者の方たちにアンケートを取って6,000人ぐらいに。その時に親と暮らしているという方が、6,000人中65歳未満で50%、半分以上だったと記憶しております。ちょっと間違つたらすぐ訂正いたします。

それで、何が言いたいかと言いますと、その共依存の関係で年を老いた養護者、親がやはりADLというか、その身体機能が落ちたりすると、やっぱりやりたことがやれない、思い通りにいかない、そうすると生活の質(QOL)も下がっていつて虐待という方向に進んでいったりとかします。

就労準備セミナーというのは、もちろん専門的なことも必要かもしれませんが。ただ事業所に声をかけて、事業所が自分の事業所でこういうことをやっていますという、なんかこう、説明をできる場、機会を設けてもらえたらなと思つて、今回こういった質問になっているんですが、それで親御さんが何名参加していただいて、どういうふうになるかというのは、まずやってみないとわからないと思ひ、ちょっと質問させてもらいました。

就労準備セミナーを受けると、実際に進路先に行つたときに自分の特性と合わない、うまくなじめないという形で辞められて、辞められて次の事業所に行けるんだつたらいいんですけど、ひきこもりになつてしまつて。これこそ老障介護の入り口の一つだと思つています。なので、最初から再三お伝えしているのは、やはり適切な支援、特性に合つた支援で、そこがどういふところにあるのかというのを親御さんが知る、御家族が知るということがすごく大切だと思つて、この話をちょっとすいません、長く話しております。

就労準備セミナーは、専門的なこと、あるかもしれませんが、私ができるところを御提案させてもらつて、生かしていただこうと、いろいろ検討していただこうと思ひました。

以上で、私の質問を終わります。

○議長(松山 力弥) これにて、川原幸治君の質問を終わります。

13番、田ノ上真君。

田ノ上君の質問をする前に報告いたします。田ノ上議員より2問目の取り消しの申出がありましたので、私、議長が許可しましたので御報告とさせていただきます。

その報告、取り消しについて、田ノ上君が一言。

○議員（13番 田ノ上 真） 諸事情ございまして、2問目を取り下げさせていただきました。私自身、大変に猛省しております。たるんでおると考えております。執行部の各位、そして、議会同僚の諸兄にはここでおわびを申し上げます。大変に申し訳ありませんでした。

それでは、気を取り直しまして1問の質問をさせていただきたいと考えております。

防犯灯の電気代負担を見直しては、と題して伺います。

須恵町の組合では、年々組合加入者が減る一方の状況です。今後、組合の自治機能に支障が出てくるのではと憂慮しております。防犯灯の灯りは、そこに住む住民はもとより、就業する人、通過する人、あらゆる人に利益があるものです。

であるならば、公費で賄う合理性もあると思います。町内の組合加入者の現状から、電気代に補助を入れていくことが、地域負担の軽減になり、公平の観点からも必要と考えます。

それでは順次、お伺いいたします。

町内の組合保有の防犯灯の数はどれほどでしょうか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 今回の防犯灯の電気代負担を見直してはという御質問ですが、先日の町長諸報告で申されました事業内容と関連する点が多くございます。特に、数字的な面は先日の町長諸報告でお話しされた事業で明らかにしていく予定でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

それでは御質問についてでございます。

町内の組合保有の防犯灯の数ということですが、町内の防犯灯の数ですが現在のところ正確には把握はしておりません。九電関係者のほうに聞いてみたところ、約2,000灯程度はあるのではというところで伺っております。今後の事業で明らかにできればと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 御報告ありがとうございます。一般に他町の方から須恵町は暗いとよく耳にするとおもいますが、それでもこれだけの2,000灯という数があるということでございます。よく分かりました。

次に伺います。

年間の防犯灯の電気料金はどれほどと推定しておられるでしょうか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 昨年、区長会のほうに1回調査したことがございまして、参考の資料になりますが、御回答いただいた20行政区のうち18行政区から御回答いただいています。

18行政区の電気代が合計で667万4,110円、残りの2行政区が不明なんですけど、それを合わせると800万円超え程度になるのではというふうに考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） ありがとうございます。少し計算をさせていただきました。そうすると、この800万円と仮定いたしますと須恵町の所帯数13,000とすると非常に粗い計算で恐縮ですが、一所帯あたり615円程度。そして須恵町の、これは組合が負担している電気代でございますが、加入率を56%と仮定いたしますと未加入の方々が44%いらっしゃるということで、実際この部分が800万円の44%で352万円ぐらいになるかという計算であります。

つまり、組合加入世帯は地域差は当然ございます。そう思いますが、町全体で考えると352万円を余計に負担しているという考え方も成り立つのではないかと思います。

続きまして加入一世帯あたりの料金負担は、この800万円を基にするとどれほどと推定しておられるでしょうか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 先ほどの申し上げた金額から一世帯負担が年間で大体1,043円となります。この額は先ほどの667万4,110円（18行政区）ですけれども、それから当該行政区の組合加入数で割った額でございます。組合の加入世帯以外からも防犯灯代等を徴収している行政区もございまして、区・組合等で差があるということは申し上げておきます。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 御答弁ありがとうございます。ただいま、課長申された分でいうと、様々なパターンがあるので一概に言えないということを知った上で、また粗い計算をさせていただいて恐縮ですが、先ほど、須恵町平均でいいますと615円という計算が出ましたが、ただいまの御報告で加入一世帯は1,043円になるかというお話でございます。ということは一所帯あたり計算すると428円ほど過剰に払っているのかというふうにも考えられるわけです。これはその昔、須恵町の組合加入者が限りなく100に近い時代があったと思いますが、そのときならば負担しなくて済んだ額になるのではないかと考えております。

そこで伺います。

組合加入率は、今後どのように推移していくと思われるでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） あくまでも参考になりますけれども、過去5年の推移を見てみますと、加入率が令和2年が61.6%、令和3年が57.6%、令和4年も57.6%、令和5年が57.5%、令和6年が56.8%となっておりますので、今後も現状維持か微減傾向で推移していくものというふうに見ております。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） しつこいようで恐縮です。そうであるならば、加入1世帯あたりの防犯灯の電気料金負担は増え続けていく、微増ですね。微増し続けていくものと思いますがいかがでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） おっしゃるとおり、加入率が減っていけばそれに伴う負担は増えていくだろうというふうに考えています。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） その一方でフリーライダーといいますか、費用負担をしない住民が増えていくということになるかと思いますが、これはいかがお考えでしょうか。

○議長（松山 力弥） 答弁できますか。町長と…誰が答弁しますか。平松町長。

○町長（平松 秀一） 結論になるかと思いますが、昨年の3月の定例会だったですかね、組合加入率に対してお答えして、シニアクラブの高齢者学級の中で組合加入率の問題については単独の町では片づけられんと。

もともとこれは国が考えることでしょうかというぐらい大きな話なんですよね、その中でこの組合加入率の問題というのは、この中ではどう言いますかね、直接の質問じゃなくて関連ということで質問なされたんですけども、そのことも含めて町長報告、一番最初に言ったように何らかの形で、何らかの形で行政区を構成されている皆さんに対してですね、まず何かやってみようということで、全部の電気についてLED化を図ることによって、その工事は全て町が持ちます。

そうすることによってどれだけの削減効果があるのかというのを見ていかなきゃいけない。最終的にその結果を受けてですね、その後その電気代をどうするかという話になると思うんですけども、副議長が音頭を取られて組合加入率の検討委員会で作られてやられているわけですから、何もかも便利になると行政対一個人との契約のもとで、本来であればその姿なんですけど、日本というのはその間に自治会があって、そこでワンクッションを置いていろんなものを担ってもらっていると。その形式がまさに要らなくなりますよ、いいですよという答えになってしまうんです。ですよ。だからこの問題というのはただ電気代を役場が負担すればいい、800万円を負担すればいいという話にはならない。

ですから、今回LED化してですね、で、どういう結果が出るのかというのは1年たってみな

いとわからない、その向こうでじゃあ電気代どうするんだということを区長会ともお話ししながらですね、コンセンサスを測っていくのが一番いいのかなと思っています。ですからこれ、今回どうなるんだと言われても、町長諸報告で言ったようにまずはLED化やって、で、将来に向かって電気代がLED安いですからね、まずどんだけ効果があるんだとその確かめた向こうでじゃあ全体的にどう考えるんだという話だと思います。

ですから、これも最後の質問に対する答えになってしまうかもしれませんが、要はですね、私は全てを役場がここで宣言やって防犯灯については役場が払いますというのは言いません。もし払わざるを得なくても、あくまでも自治会運営というのはこの町の根幹ですから、そこに対する助成金という考え方しかないと思います。それもやるかどうかについては、今回1年間結果を見てということになると思いますので最後の6問目の答えになるかもしれませんが、今の質問がもうその質問でしたからそういうことでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 早いタイミングでの御答弁ありがとうございます。

そうですね、その上で続けさせていただきます。

防犯灯の管理は組合が行うと。そして電気料金は町が組合に補助をする仕組みですね、この導入について後先逆になりましたがお伺いをいたします。

調べたところ全国的には補助をしている自治体も増えているようでございます。その場合、主に一定額、例えば防犯灯1基あたり年間2,000円とか、そして防犯灯1基あたり4月分電気料金を9割補助として、掛けるの12か月分、1年分ですね。そして防犯灯の登録数分の補助をしているというところもございました。

須恵町の現実を考えますと、ただいま例示したような金額に倣うのはなかなか難しいであろうと考えるものでございます。また、防犯灯は設置の経緯からしても、また、数量が膨大に及ぶことから地域で管理することがふさわしいであろうと思います。

しかしながら、費用負担に関しては重ねて恐縮ですが、公平性と合理性の観点から公費の負担を入れるべきと思っております。

ただいま町長がおっしゃいました7年度事業として蛍光灯を全てLEDに交換するというところで、電気料金がこれから安くなっていく、そういうタイミングも来ていると思っております。そして、この電気料金補助についてのお考えは伺いました。やるとしても何がしかの補助という形でしかできないし、結論は1年待ってくれということでもございましたので、待ちたいと思います。その上で適切な形を模索していただいて、いいですね、お互いが地域も執行部も町民もみんなが喜べるようなそういう施策が叶うことを願っております。

書いている分はありますが、ここも少し私読ませていただきますと、組合も公共を担っております。小さな公共でございますが、社会の基礎であると思っております。それが加入率の減少により公共を担う負担が大きくなり不公平感が強くなっている現状にあります。日本中どこでもそうだと思いますが、今物価高騰で諸経費が増大しております。私もたまたま小組合の会計を担当しているわけですが、今年度は単年度赤字となりそうでございます。防犯灯の電気代コストも、これくらいの金銭負担で組合が壊れるようなことはもちろんございませんが、不公平感が募るとやっつけられんわとなることも考えられます。心の面から壊れていく、大げさと思われるかもしれませんが、極端な話として思うわけでございます。

今後も検討が続いていく問題と思いますが、まず1年後ということで町長の温かい御答弁を頂戴したことに私は満足しまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松山 力弥） これにて、田ノ上真君の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結します。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、11時より全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合を願います。

次の本会議は、3月21日、午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前10時46分散会
